

「暫定版」における注意事項

「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」は、令和 3 年度までに「沖縄島編」、「八重山編」、「宮古・久米島編」、「沖縄島周辺離島編」の 4 編の作成を予定しており、現在、各編について順次情報収集、調査、解析を進めているところである。このたび一連の作業が完了した八重山編について、県民の皆さんにいち早くお届けするために【暫定版】を公開する。

暫定公開である理由は、本指針の中核である生物多様性の解析評価手法の特性上、各島毎の解析ではなく、本県全体での解析を行う必要があるためである。また、事業期間中に追加されたデータを加えることで、より解析精度を高めることが想定されている。このような事業デザインのため、今回の八重山編【暫定版】に掲載された情報は暫定的なものであり、今後宮古・久米島等の情報が加わることで最終版策定まで毎年更新される。

本指針【暫定版】については、上記の事項についてご理解いただき、本県全体の解析が完了し、最終版（令和 3 年度末を予定）が策定されるまでは、引き続き「自然環境の保全に関する指針」（沖縄県 1998～2000）を参照いただきたい。

第3章 環境カルテ

1. 目的

生物多様性の保全・利用に活用できるように、各地域の総合評価ランク及び各種環境情報を環境カルテとしてとりまとめた。

環境カルテは当該地域の環境条件や留意事項について概略的かつ網羅的に把握することを目的に作成し、自然環境の保護施策、開発事業における保全措置、利用時の情報源としての利活用を期待するものである。

2. 作成方法

(1) 環境カルテの作成方法

環境カルテは、様々な GIS 環境データ等より、各 3 次メッシュ・海域区分の情報をカルテ様式に出力する形で作成した。ただし、追記事項欄については、環境技術者により各地域の重要な自然資源・環境条件等を手作業で記載した。

前指針のカルテを可能な限り踏襲することとしたが、生物多様性への配慮の考え方や、生物文化を追加するなど、下記の方針に基づき改善・改良する方針とした。

- 1) GIS データから基本部分を自動作成（作業性、統一性、正確性、将来の更新性高い）
- 2) 前指針の記載項目は、最新の地図が入手できないものを除いて継承
- 3) 環境の分類（地形分類、土地利用等）は、面積や延長等について定量的に記載
- 4) 生物多様性の解析結果から、推定分布種数、保全優先度、総合評価ランク等を記載
- 5) 生物文化に関する情報を掲載（郷土誌から先人の知識・知恵等に関する文章を抽出）
- 6) 自然の利活用に関する項目・情報（観光資源、保全利用協定等）を記載
- 7) 3 次メッシュ単位・海域区分単位での環境配慮方針を記載
- 8) 重要な動植物の分布情報については、別途非公開カルテとして作成予定

具体的な作成内容については、陸域及び海域環境カルテの前段に示す。

環境カルテに使用したデータ及び参考文献は第 4 章に一覧を示した。なお、環境影響評価等に用いるより詳細な環境情報については、沖縄県地図情報システム（沖縄県）、EADAS

(環境省)などを参照されたい。

(2) 陸域カルテの様式

図面番号	1-1	作成年月日	1-2	<div style="text-align: right; margin-right: 10px;">平面図 (6.0*7.37cm)</div>									
2次メッシュコード	1-3	3次メッシュコード	1-4										
総合評価※暫定	1-5											1-5	
市町村名	1-6												
町丁・字等	1-7												
生物多様性	地形・地質	2-1 2-1-1 地形分類、表層土壤、表層地質 2-1-2 特異な地形・地質											
	植物	2-2 2-2-1 現存植生 2-2-2 特定植物群落 2-2-3 マングローブ林 2-2-4 維管束植物種数											
	動物	2-3 2-3-1 動物種数											
	保全優先度 (高A⇒E低) ※暫定	分析方法 ABF(種多様性) CAZ(希少性)	日本全体 5分類群統合 2-4 2-4	沖縄県 10分類群統合	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	淡水魚類	チョウ類	トンボ類	陸産・淡水貝類
生物文化 (郷土誌等より)	生物文化の例(郷土誌等より)							文献名称	記載頁	著者			
	3-1												
自然環境 の利活用	観光拠点	4-1											
	保全利用協定	4-2											
その他	法規制等	5-1											
	土地利用	5-2 5-2-1 土地利用の現況 5-2-2 農業振興地域 5-2-3 米軍基地											
	河川	5-3 5-3-1 河川の分布 5-3-2 河床勾配と渓流環境 5-3-3 ダム、湖沼											
	追記事項	5-4											
環境配慮 方針 ※暫定	6-1												

(3) 陸域カルテ項目

1) カルテ上段

1-1 図面番号：本指針で設定した図面番号。

1-2 作成年月日：本カルテの作成日。

1-3 2 次メッシュコード：総務省にて定められている標準地域メッシュ・位置を示すコードで、1辺の長さは約 10km。

1-4 3 次メッシュコード：総務省にて定められている標準地域メッシュ・位置を示すコードで、1辺の長さは約 1km。本カルテは、各 3 次メッシュの環境情報を示したものである。

1-5 総合評価ランク 当該 3 次メッシュの総合評価ランク及びタイプ。沖縄島の生物多様性を保全するために優先すべき「保全優先度」及び「現存植生・土地利用の状況」から設定した自然環境保全を考えるためのカテゴリー（5 ランク）及びタイプ（20 タイプ）。

※詳細は、第 2 章 – 5 を参照

1-6 市町村名：当該 3 次メッシュに含まれる全市町村名。

1-7 町丁・字等：当該 3 次メッシュに含まれる町丁・字等。

2) 生物多様性

2-1 地形・地質

2-1-1 地形分類、表層土壤、表層地質：当該 3 次メッシュに分布する地形分類、表層土壤、表層地質。上位 3 位までの分類名称と当該 3 次メッシュ全体に対する面積割合を示した。

※分布図及び凡例は、沖縄県地図情報システムを参照のこと

2-1-2 特異な地形・地質：当該 3 次メッシュに分布する特異な地形・地質。亜熱帯から熱帯地域に特有なもの、特異なもの、貴重な遺物を包含するなどの観点から選定されている。

2-2 植物

2-2-1 現存植生：当該 3 次メッシュに分布する現存植生。当該 3 次メッシュ全体に 1 % 以上分布する分類名称と面積割合を示した。

※植生図は、環境省自然環境調査 WEB-GIS 参照のこと。

2-2-2 特定植物群落：当該 3 次メッシュに分布する特定植物群落。特定植物群落は、自然環境保全基礎調査（環境省）において、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落を指す。

※分布図は、環境省自然環境調査 WEB-GIS 参照のこと。

2-2-3 マングローブ林：当該 3 次メッシュに分布するマングローブ林（平成 19 年頃）の有無と地区名。

2-2-4 維管束植物種数：当該 3 次メッシュに、生育が推定される在来の維管束植物の種数及び改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）に掲載された絶滅危惧種（準絶滅危惧種含む）の種数。

※生育の推定方法及び推定種数に関する留意事項は、「第 2 章評価手法等 1. 生物多様性」を参照

2-3 動物

2-3-1 動物種数：当該 3 次メッシュに、生育が推定される在来の動物の種数及び天然記念物種、国内希少野生動植物種、改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）に掲載された絶滅危惧種（準絶滅危惧種含む）の種数。

なお、八重山に生息が推定される哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、チヨウ類、トンボ類、淡水・陸生貝類、淡水甲殻類のうち、当該 3 次メッシュに生息が推定される種数を抽出したものである。他の分類群は確認事例があっても生息が推定される種数には含んでいない。

※生息の推定方法及び推定種数に関する留意事項は、「第 2 章評価手法等 1. 生物多様性」を参照

2-4 保全優先度：当該 3 次メッシュの各種保全優先度ランク。保全優先度は、動植物の推定分布情報から分析した生物多様性を保全するために優先すべき 3 次メッシュをランクインし、それを A～E の 5 ランクに区分したもの。A が最も高く、B, C, D と続き、E が最も低い。

日本全体 6 分類群統合は、日本全体の分布情報から分析した全分類群の保全優先度ランク。沖縄県 10 分類群統合は、沖縄県の分布情報から分析した全分類群の保全優先度ランク。各分類群の、沖縄県の分布情報から分析した分類群毎の保全優先度ランクのうち、ABF（Additive Benefit Function）は、種の絶滅率を最小にする指標（多様性の維持）であり、CAZ（Core Area Zonation）は、希少種の保全を優先する指標（希少種の保全）となっている。

※詳細は、「第 2 章評価手法等 5. 保全優先度と総合評価」を参照

3) 生物文化

3-1 生物文化の例：文献調査や聞き取り調査結果より抽出された各字における生物文化に関する情報より、当該3次メッシュ内にかかる情報を最大2例抽出したもの。

抽出方法は、基本的には、分類記号のA、B、C…の順で優先順位が高いものとし、上位から2つの記載を抽出することとした。ただし、様々な情報をカルテに記載できるよう、同一の分類記号の情報はなるべく1つまでとした。

(再掲) 表2-2-1. 記載内容の分類

分類記号※	記載の内容	備考
A	薪、環境、景観	生物多様性と深い繋がりがある
B	ササ、罠、イザリなど(特殊なもの)	
C	衣	染め織り、装身具、身に着ける物(ジーフアなど)
D	食	子どもが日常的に食べた植物の実も含める
E	住	建材、屋敷囲
F	民族知識	生物知識、生物季節の知識、生息場所の知識、スク漁の詳しいもの等
G	生業(交通、運搬も含む)	
H	遊び(子ども)、娯楽、競技	
J	人の一生、人生儀礼	
K	行事(芸能も含める)	
M	信仰、魔除け、忌避	
N	社会生活	
P	医療(薬草など)	
Q	伝承、俚諺	

環境カルテへの記載にあたっては基本的に文献の原文を尊重したが、文字数が多いものについては、一部を省略して1情報あたり150文字程度とした。また、原文のままで内容が著しく理解しづらいと判断される場合には、最小限の補足を加えた。外来語や和名などのカタカナと区別するため、動植物方言は【】、その他の方言は<>を付けて強調する処理を行い、和名の記載が無い場合、動植物方言名について可能な範囲で{}で和名を追記した。なお、表2-2-1に示した分類を[]付けて文頭に付した。

※文献調査及び聞き書き調査は、「第2章評価手法等 2. 生物文化」を参照

4) 自然の利活用

4-1 観光拠点：当該 3 次メッシュに含まれる主に自然環境を核とした観光拠点。

4-2 保全利用協定：エコツアーや関連する事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、自主的に策定する自主ルールを策定している県知事認定保全利用協定エリアのうち、当該 3 次メッシュに含まれるもの。

5) その他

5-1 法規制等

5-1-1 法規制等：当該 3 次メッシュに含まれる地域森林計画対象民有林、保安林、地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、天然記念物等。当該 3 次メッシュ全体に対する面積割合を示した。

※詳細は「第 2 章評価手法等 4. 自然環境及び社会環境」、分布図は沖縄県地図情報システム参照のこと。

5-2 土地利用

5-2-1 土地利用の現況：当該 3 次メッシュの土地利用の現況。当該 3 次メッシュ全体に 1 % 以上分布する分類名称と面積割合を示した。

※詳細は「第 2 章評価手法等 4. 自然環境及び社会環境」、分布図は沖縄県地図情報システム参照のこと。

5-2-2 農業振興地域：当該 3 次メッシュに含まれる農業振興地域・農用地区域。当該 3 次メッシュ全体に対する面積割合を示した。

※分布図は沖縄県地図情報システム参照のこと。

5-2-3 米軍基地：当該 3 次メッシュに含まれる米軍基地の名称。

5-3 河川

5-3-1 河川の分布：当該 3 次メッシュに含まれる河川の名称と延長。

5-3-2 河床勾配と渓流環境：当該 3 次メッシュに含まれる河川のうち、河床勾配から区分した下流～中流域・上流域の各延長割合、当該 3 次メッシュに含まれる渓流環境の延長割合。下流～中流域は 1/60 以下、上流域は 1/60 以上の河床勾配として分類した。渓流環境は上流域で森林内を流れる区間を抽出した。

5-3-3 ダム、湖沼：当該 3 次メッシュに含まれるダム等の名称。

5-4 追記事項：上記に含まれない各3次メッシュ内の重要な自然資源（国県市町村指定の名勝（自然資源として重要なものの）、市町村指定の天然記念物、重要湿地、社寺・御嶽林、保全上重要な洞穴、探鳥地、森林公園、森林を伴う都市公園等）を抽出し、または環境条件を勘案して追加した情報（環境技術者による手作業）。

6) 環境配慮方針

6-1 環境配慮方針：上記した総合評価ランク、分類群毎の保全優先度、保護区等の設置状況、生態系に関する状況、重要種の分布等より、当該3次メッシュで行うべき環境配慮の方向性。

(4) 海域カルテの様式

図面番号	1-1		作成年月日	1-2	平面図 (6.02*5.0cm)					
総合評価ランク ※暫定	1-3									
市町村名	1-4									
海域区分の範囲	1-5									
生物多様性	地形・地質 ・海岸線	2-1 2-1-1 海底地質分類 2-1-2 海岸線			藻場・干潟・サンゴ礁 写真 (4.21*6.08cm)					
	藻場・干潟 サンゴ礁	2-2 2-2-1 生サンゴの被度（礁原） 2-2-2 生サンゴの被度（礁縁） 2-2-3 藻場、干潟 2-2-4 重要なサンゴ礁海域								
	植物 (海草藻類)	2-3 2-3-1 海草藻類種数								
	動物	2-4 2-4-1 動物種数 2-4-2 ウミガメ産卵地								
	S P S S (赤土堆積量)	2-5								
	保全優先度 (高A⇒E低) ※暫定	分析方法 ABF(種多様性) CAZ(希少性)	沖縄県 7分類群統合 2-6 2-6	海産哺乳類 海産爬虫類 沿岸魚類 海産甲殻類 海産貝類 海草藻類 イシコ類	藻場・干潟・サンゴ礁 写真 (4.21*6.08cm)					
生物文化 (郷土誌 より)	生物文化の例（郷土誌等より）			文献名称		記載頁	著者			
	3-1									
自然環境 の利活用	3-1									
	観光拠点	4-1								
	保全利用協定	4-2								
その他	法規制等	5-1 5-1-1 保護区等 5-1-2 海岸保全区域								
	海域利用	5-2								
	河川	5-3								
	追記事項	5-4								
環境配慮 方針 ※暫定	6-1									

(5) 海域カルテ項目

1) カルテ上段

1-1 図面番号：本指針で設定した海域区分番号。海域区分は、平成 21～23 年度サンゴ礁資源情報整備事業報告書（沖縄県自然保護課）を参考にした。

1-2 作成年月日：本カルテの作成日。

1-3 総合評価ランク 当該 3 次メッシュの総合評価ランク及びタイプ。沖縄島の生物多様性を保全するために優先すべき「保全優先度」及び「海岸の自然度」から設定した自然環境保全を考えるためのカテゴリー（4 ランク）。なお、海域の総合評価ランクについては今後検討する余地があるため、本暫定版では記載していない。

※詳細は、「第 2 章評価手法等 5. 保全優先度と総合評価」を参照

1-4 市町村名：当該海域区分に含まれる全市町村名。

1-5 海域区分の範囲：当該海域区分の両端に位置する町丁・字名。

2) 生物多様性

2-1 地形・地質・海岸線

2-1-1 海底地質分類：当該海域区分の浅海域の面積と、分布する海底地質分類。浅海域に 1 % 以上分布する分類名称と面積割合を示した。

2-1-2 海岸線：自然海岸、半自然海岸、人工海岸等について平成 27 年頃の空中写真等を参考に分類したもの。詳細、分布図は「第 2 章評価手法等 4. 自然環境及び社会環境」を参照のこと。

2-2 藻場・干潟・サンゴ礁

2-2-1 生サンゴの被度（礁原）：サンゴ礁分布図での礁原（浅海域）の面積、サンゴの各被度ランクの面積割合。

2-2-2 生サンゴの被度（礁縁）：サンゴ礁資源情報整備事業（沖縄県）において、マンタ法調査で記録された礁縁の延長及び各被度ランクの延長割合。

2-2-3 藻場、干潟：藻場分布図、干潟分布図での藻場・干潟の面積及び浅海域全体に対する面積割合。

2-2-4 重要なサンゴ礁海域：当該海域区分に含まれる重要なサンゴ礁海域の名称。

重要なサンゴ礁海域は、「守るべき」「守りたい」「守りうる」の観点から、特に優先的に保全を図るべき区域を沖縄県が 2002~2006 年に選定したもの。

2-3 植物

2-3-1 海草藻類種数：当該海域区分に、生育が推定される在来の海草藻類の種数及び改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）に掲載された絶滅危惧種（準絶滅危惧種含む）の種数。

※生育の推定方法及び推定種数に関する留意事項は、第 2 章 評価手法等 1. 生物多様性の評価手法」参照

2-4 動物

2-4-1 動物種数：当該海域区分に、生息が推定される在来の動物の種数及び天然記念物種、国内希少野生動植物種、改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）に掲載された絶滅危惧種（準絶滅危惧種含む）の種数。

なお、県内に生息が推定される海産爬虫類、沿岸魚類、海産貝類、イシサンゴ類、海産甲殻類のうち、当該海域区分に生息が推定される種数を抽出したものである。他の分類群は確認事例があっても生息が推定される種数には含んでいない。

※生息の推定方法及び推定種数に関する留意事項は、第 2 章 評価手法等 1. 生物多様性の評価手法」参照

2-4-2 ウミガメ産卵地：当該海域区分に接する主な砂浜海岸を指す。主な砂浜海岸は、人工ビーチも含めて、その多くがウミガメの産卵地になる可能性があることから、砂浜海岸の有無を示した。

2-5 SPSS：当該海域区分内で実施された SPSS 調査（平成 21~23 年度サンゴ礁資源情報整備事業（スポットチェックデータ）、平成 28 年度赤土流出防止海域モニタリング調査委託業務、平成 30~31 年度生物多様性おきなわブランド発信事業委託業務）のデータのうち、当該海域区分における最低値～最大値の値。SPSS（Suspended Particles in Sea Sediment：海域底質中の懸濁物質含量）は、海域における赤土堆積量を評価する指標とされる。

表 3-2-1. SPSS ランク

SPSS (kg/m ³)			底質状況その他参考事項
下限	ランク	上限	
	1	<0.4	水中で砂をかき混ぜてもほとんど濁らない。 白砂がひろがり生物活動はあまり見られない。
0.4≤	2	<1	水中で砂をかき混ぜても懸濁物質の舞い上がりを確認しにくい。 白砂がひろがり生物活動はあまり見られない。
1≤	3	<5	水中で砂をかき混ぜると懸濁物質の舞い上がりが確認できる。 生き生きとしたサンゴ礁生態系が見られる。
5≤	4	<10	見た目ではわからないが、水中で砂をかき混ぜると懸濁物質で海が濁る。 生き生きとしたサンゴ礁生態系が見られる。透明度良好。
10≤	5 a	<30	注意して見ると、底質表層に懸濁物質の存在がわかる。 生き生きとしたサンゴ礁生態系の SPSS 上限ランク。
30≤	5 b	<50	底質表層にホコリ状の懸濁物質がかぶさる。 透明度が悪くなりサンゴ被度に悪影響が出始める。
50≤	6	<200	一見して赤土等の堆積がわかる。底質攪拌で赤土等が色濃く懸濁。 ランク 6 以上は、明らかに人為的な赤土等の流出による汚染があると判断。
200≤	7	<400	干潟では靴底の模様がくっきり。赤土等の堆積が著しいがまだ砂を確認できる。 樹枝状ミドリイシ類の大きな群体は見られず、塊状のサンゴの出現割合増加。
400≤	8		立つと足がめり込む。見た目は泥そのもので砂を確認できない。 赤土汚染耐性のある塊状サンゴが砂漠のサボテンのように点在。

2-6 保全優先度：当該海域区分の各種保全優先度ランク。保全優先度は、動植物の推定分布情報から分析した生物多様性を保全するために優先すべき 3 次メッシュをランキングし、それを A～E の 5 ランクに区分したもの。A が最も高く、B, C, D と続き、E が最も低い。

沖縄県全分類群統合は、沖縄県の分布情報から分析した全分類群の保全優先度ランク。各分類群については、沖縄県の分布情報から分析した分類群毎の保全優先度ランク。

- ・ ABF (Additive Benefit Function) は、種の絶滅率を最小にする指標 (多様性の維持)。
- ・ CAZ (Core Area Zonation) は、希少種を優先する指標 (希少種の保全)。

※詳細は、「第 2 章評価手法等 5. 保全優先度と総合評価」を参照

2-7 写真：当該海域区分において現地調査等で撮影した写真（藻場、干潟、サンゴ礁、海岸景観等）。モニタリングサイト 1000 のロゴマークがある写真は、環境省生物多様性センターが実施するモニタリングサイト 1000 サンゴ礁調査より引用した。

3) 生物文化

3-1 生物文化の例：文献調査や聞き取り調査結果より抽出された各字における生物文化に関する情報より、当該3次メッシュ内にかかる情報を最大2例抽出したもの。

抽出方法は、基本的には、分類記号のA、B、C…の順で優先順位が高いものとし、上位から2つの記載を抽出することとした。ただし、様々な情報をカルテに記載できるよう、同一の分類記号の情報はなるべく1つまでとした。

(再掲) 表2-2-1. 記載内容の分類

分類記号※	記載の内容	備考
A	薪、環境、景観	生物多様性と深い繋がりがある
B	ササ、罠、イザリなど(特殊なもの)	
C	衣	染め織り、装身具、身に着ける物(ジーフアなど)
D	食	子どもが日常的に食べた植物の実も含める
E	住	建材、屋敷囲
F	民族知識	生物知識、生物季節の知識、生息場所の知識、スク漁の詳しいもの等
G	生業(交通、運搬も含む)	
H	遊び(子ども)、娯楽、競技	
J	人の一生、人生儀礼	
K	行事(芸能も含める)	
M	信仰、魔除け、忌避	
N	社会生活	
P	医療(薬草など)	
Q	伝承、俚諺	

環境カルテへの記載にあたっては基本的に文献の原文を尊重したが、文字数が多いものについては、一部を省略して1情報あたり150文字程度とした。また、原文のままでは内容が著しく理解しづらいと判断される場合には、最小限の補足を加えた。外来語や和名などのカタカナと区別するため、動植物方言は【】、その他の方言は<>を付けて強調する処理を行い、和名の記載が無い場合、動植物方言名について可能な範囲で{}で和名を追記した。なお、表2-2-1に示した分類を[]付けて文頭に付した。

※文献調査及び聞き書き調査は、「第2章評価手法等 2. 生物文化」を参照

4) 自然の利活用

4-1 観光拠点：当該海域区分に含まれる主に自然環境を核とした観光拠点、ダイビングポイント。

4-2 保全利用協定：エコツアーや関わる事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、自主的に策定する自主ルールを策定している県知事認定保全利用協定エリアのうち、当該海域区分に含まれるもの。

5) その他

5-1 法規制等

5-1-1 法規制等：当該海域区分に含まれる国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、天然記念物、保護水面等。当該海域区分全体に対する面積割合を示した。

※詳細は「第2章 評価手法等 4. 自然環境及び社会環境」、分布図は沖縄県地図情報システム参照のこと。

5-1-2 海岸保全区域：当該海域区分に含まれる海岸保全区域の延長。

※詳細は「第2章 評価手法等 4. 自然環境及び社会環境」、分布図は沖縄県地図情報システム参照のこと。

5-2 海域利用：当該海域区分に含まれる漁業権区域の名称、漁業協同組合が設定している魚類の産卵保護区。

5-3 河川：当該海域区分に流入する河川の名称と河川数。

5-4 追記事項：上記に含まれない各3次メッシュ内の重要な自然資源（水産業、レクリエーション活動、岩礁群、海岸や藻場・干潟・サンゴ礁の現況等）を抽出し、または環境条件を勘案して追加した情報（環境技術者による手作業）。

6) 環境配慮方針

6-1 環境配慮方針：上記した総合評価ランク、分類群毎の保全優先度、保護区等の設置状況、生態系に関する状況、重要種の分布等より、当該海域区分で行うべき環境配慮の方向性。なお、海域の総合評価ランクに関わる部分については、本暫定版では記載していない。

3. 環境カルテ（陸域）

各地域での生物多様性や生物文化等の解析結果に基づき、八重山の陸域に関しては、3次メッシュ毎に合計 689 の環境カルテを作成した。

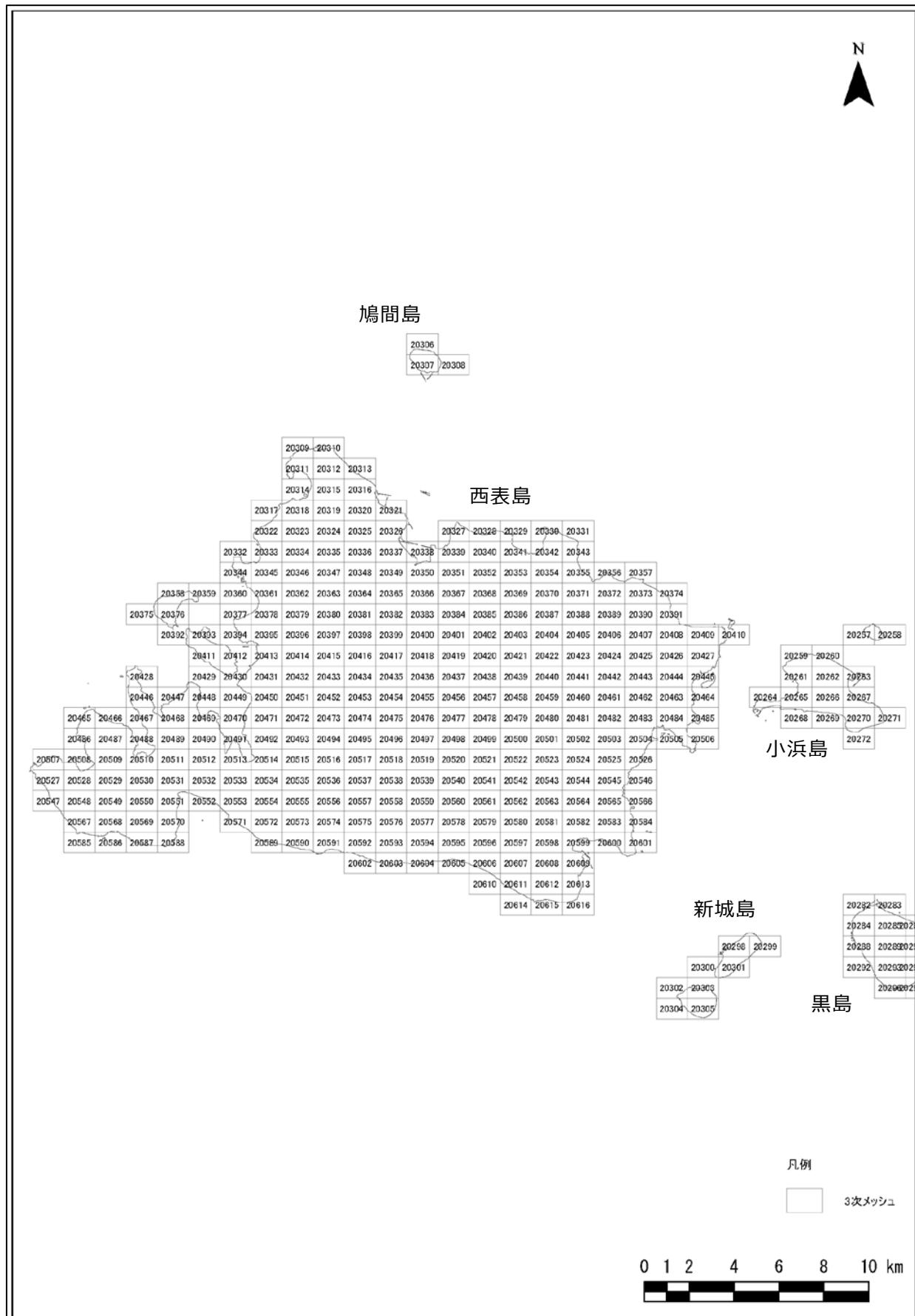


図 3-3-1. 環境カルテ（陸域）の図面番号（西部）

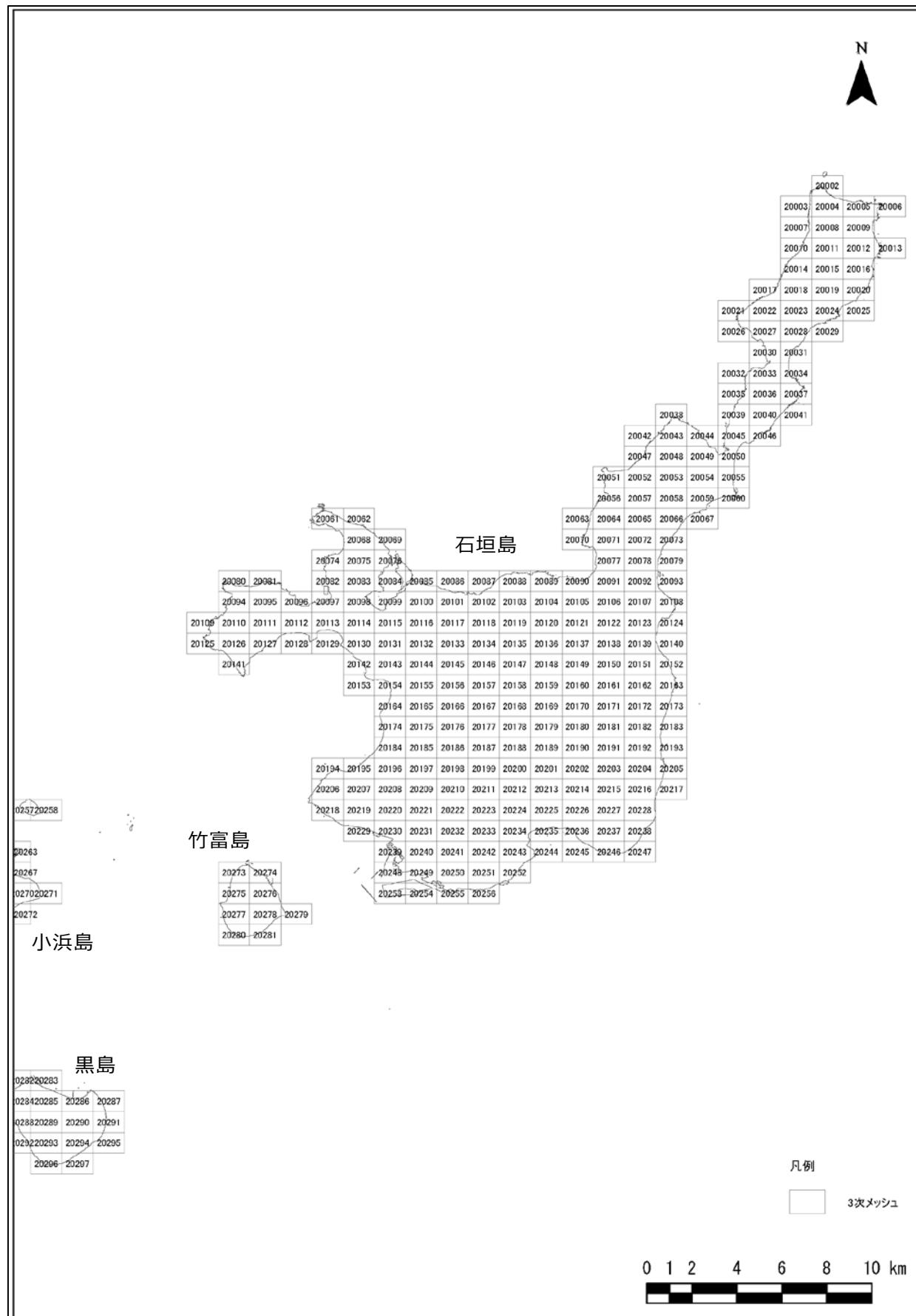


図 3-3-2. 環境カルテ（陸域）の図面番号（東部）

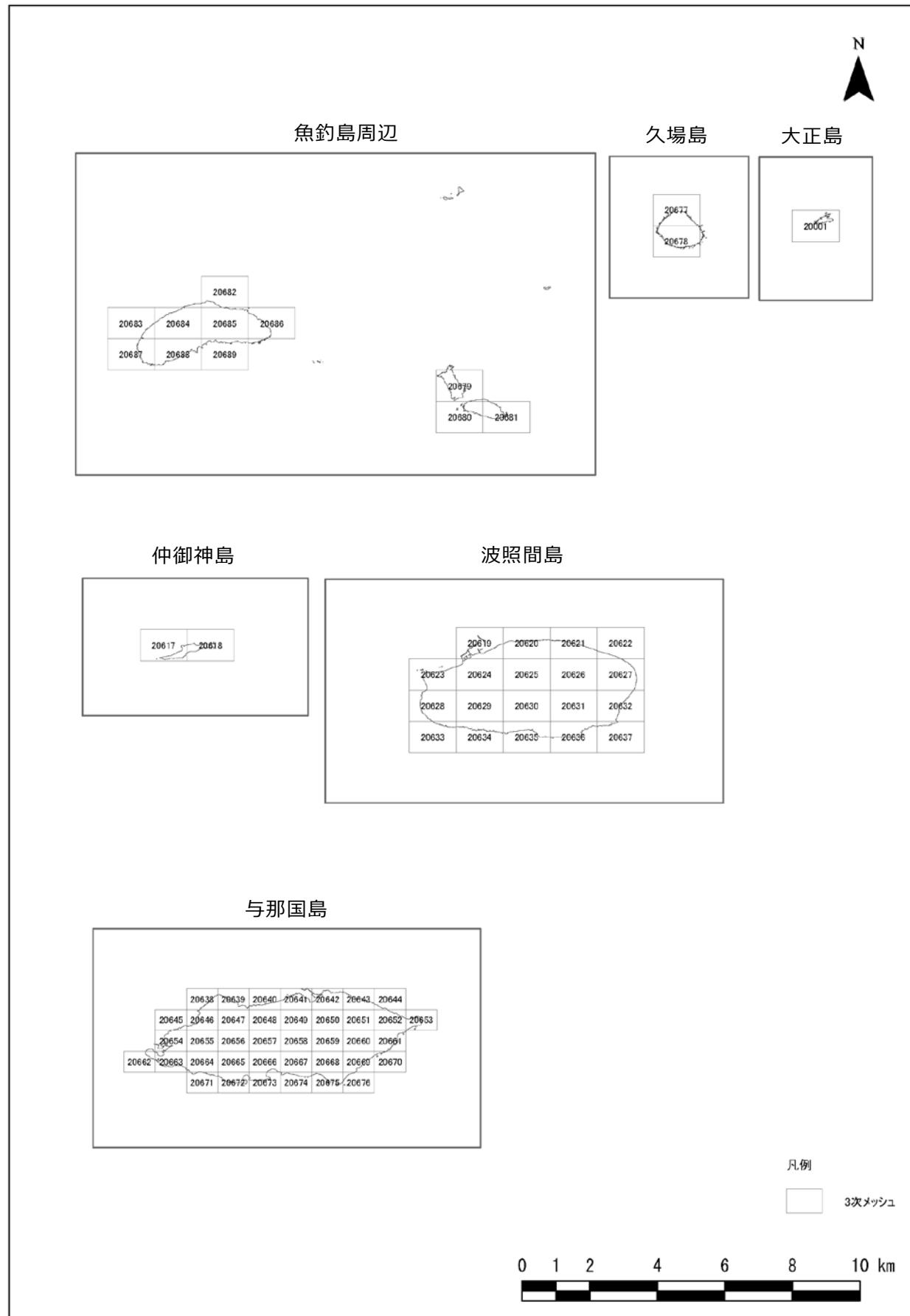


図 3-3-3. 環境カルテ（陸域）の図面番号（離島）

環境カルテ（陸域）

環境カルテ（暫定版）は、下記のウェブサイトより閲覧できます。

生物多様性おきなわブランド発信事業公式サイト「オキナワイキモノラボ」

<https://biodiversity.okinawa/>

4. 環境カルテ（海域）

各地域での生物多様性や生物文化等の解析結果に基づき、八重山の海域に関しては、海域区分毎に合計 123 の環境カルテを作成した。

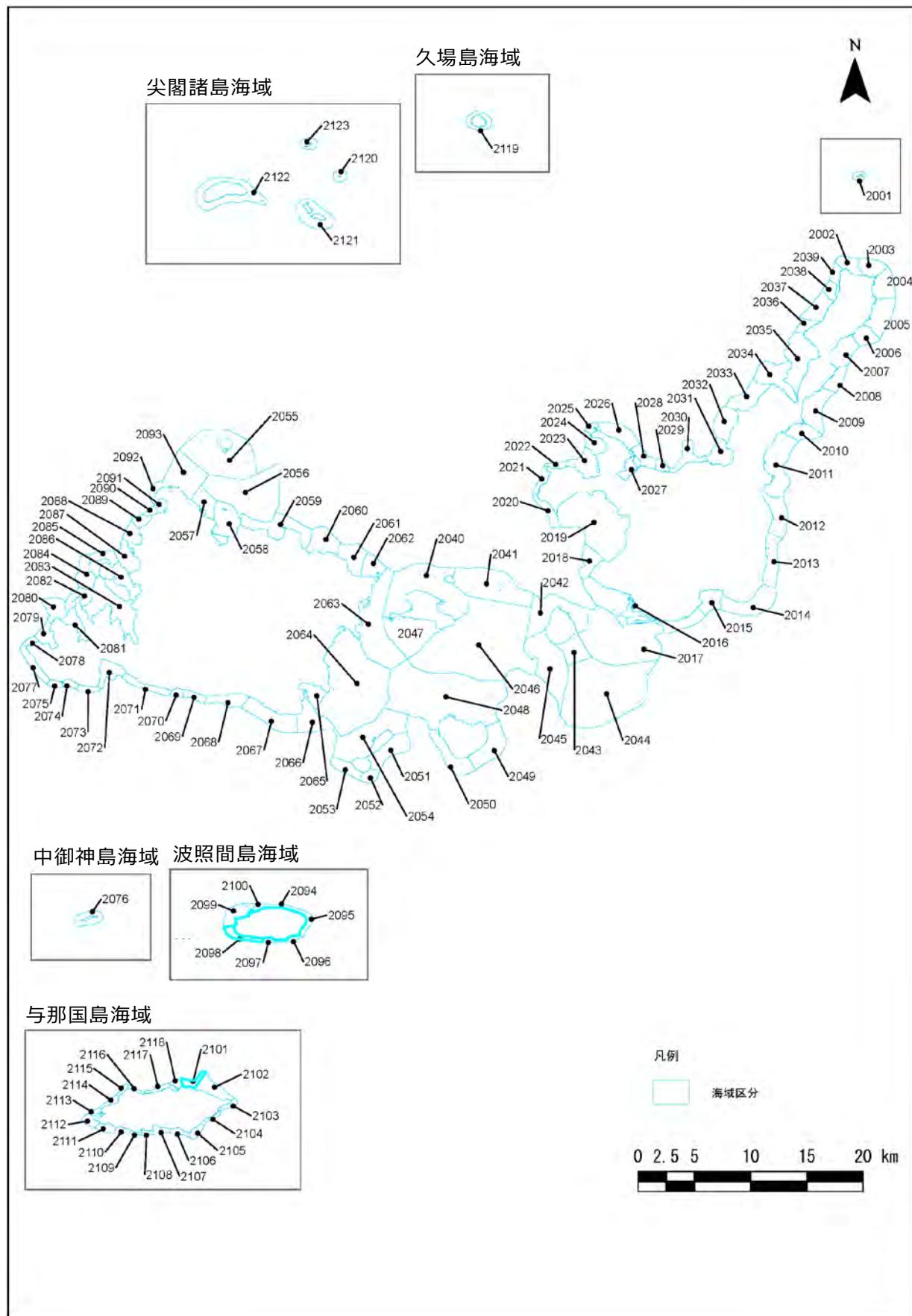


図 3-4-1. 環境カルテ（海域）の図面番号

環境カルテ（海域）

環境カルテ（暫定版）は、以下のウェブサイトで閲覧できます。

生物多様性おきなわブランド発信事業公式サイト「オキナワイキモノラボ」

<https://biodiversity.okinawa/>